

414  
4



始





法隆寺大鏡

購求



第三十集

大正  
12.3.31  
購本

414  
4

### 法隆寺大鏡第卅三集挿圖解説

#### 第一、第三、金堂 木造着色彌勒菩薩像

身長二尺五寸二分 胸高二尺二寸五分  
光背長二尺六寸六分

本像は現今金堂内に安置せらるゝと雖も、其の以前は三經院に在りて唯講演の本尊と仰がれ、信侶の歸依他に異なるものありしと見ゆ、二重圓光の莊嚴も五重臺座の髣髴も、將た本尊の持物蓮葉及び其の他微細の部分には、當年修補の跡を語るもの多く、特殊の歸依ありたればこそ、之を亂離の際に全うして、嚴飾の美を今日に拜するを得たるなれ、仔細は臺座及び光背の修理銘に依りて盡されたり、臺座の銘に云ふ、



法隆寺三經院慈氏再興之誌  
惟此彌勒尊者島佛彫刻之  
像也然歲久沈沒于堂下而  
手背損壞座光廢失也不肯  
拜之不堪慨嘆乍命匠工敬補  
尊體之圓如新造圓光并蓮  
座焉謹奉修三經院講演唯  
誠談論之靈場庶奉祈和  
宗繁榮修學不遇之興行  
也仰願依斯微善伽藍佛像  
同逾期於龍華曉我及衆生

共必得於三會益乎

于時元祿第四年仲春中旬

土宮門記

彌勒院主懷賢擬講白

又光背の柄に金字もて

奉寄進三經院彌勒圓光彌勒菩薩

と記せり、懷賢の特色善根は即ち本像の護持に於て、大功徳ありしを忘るべからざるなり、唯極むらくば二重圓光の稍長間に過ぎて、慈氏像を抱擁するに力足らず、蓮花座の髣髴粗漏にして、各重の撞衝また過大に陥り、莊嚴美に於て古容を細想せしむるの少きを覺ゆ、本像に至つては唯少しく補足の存するのみにて、端嚴なる慈氏の威容仰げば彌高きものあり、本寺創始の佛像たる聖師釋迦兩如來及び四天王の間に伍して、千古の靈寶と稱を接しながら、秋毫も遜色なきのみならず、眉目の鮮麗なる、人をして必ず讚を正うして膜拜せしめずんば已まざるの概あり、

像は照影に明かなる如く、唐式傳來と知られたる大寶塔を戴き、豐かなる曲線の眉宇を畫きて、眼窩の膨みある筋肉に雙眸を包めり、眼尻の切れ足長からず、純佛原式の如く技巧を弄するなくして、眼睛の眸き甚だ鮮やかに、之をや眼刺として現はされたる明眸の唯一の標本と稱すべし、體軀は較五重塔の聖像に類して、瀟灑たる間に悠揚迫らざる所あり、所謂慈氏菩薩の稱は過身に充満して、名實眞に能く合體せるにあらずや、其の彫法は右足部に於て木彫の特質を現はせりと雖も、左足部の鑿削には鑄造式の倣を存せざるにあらず、



Faint vertical text on the right page, possibly bleed-through or a secondary column of text.

之を要するに其の製法は木彫法の未だ練熟せず、否形式に原らざるの時代様式を傳へたるものにして、唐風の流行せし頃と見て可ならむ、額安寺の乾漆虚空藏菩薩は正に近く其の先驅を爲すべきものにして、奈良朝の木葉若くは平安朝の初頭に位する製作なるべし、思ふに本像は形相の一定せる彌勒菩薩としては、現今彫像中の最古のものとして推すべく、明眸を象徴せること佛敎彫刻を通して唯一の標本と仰ぐべき名品なりと云ふべし。

第四、第五、綱封藏 木造着色多聞天持國天像

多聞天身長一尺七寸 持國天身長一尺六寸五分 兼高一寸二分五分

多聞天持國天とし云へば、威容の發揚を齎せる形態に求むること平安朝以來の彫像に於て益々盛んなり、然るに本像は縦かに眉目を動かしたるのみにて、直立不動、形態に威容の著しき發揚を見ず、平安朝以前ならばいざ知らず、以後に於て斯る様式を求め得らるべきか、威容の發揚としてのみならず、神將の必須裝束として鎧甲を撰すべき著なるに、これは襟の高くして頸を繞れると、背面に兩條帶の肩を掩へるとは神將的武裝の一端を思はしめざるにあらねど、一見平時の服裝に類し武裝的權威を缺如せり、これまた實に其の類を絶するの異相なりと云ふべし、惜むらくは年霜を經るの久しき、刀痕の磨滅甚だしく、着色又散褪せるを以て、其の詳細を知ること能はざれども、一見隨身像に多少の修飾を加へたる心地あり、彫法の簡素なるまた神像彫刻を連想せしめざるに非らず、形相既に異様、

彫法また證據に明かならずとせば、其の製作年代を決定する容易の業にあらず、姑く載せて本寺が希有の彫像を蔵するの一端を知らしむるのみ。

第六、綱封藏 金銅僧德聰等造像記

型七寸六分 幅一寸六分強 厚一分弱 上蓋長三寸一分 下蓋長九分 重百廿五匁

此金銅造像記一枚は銘文に明かなる如く、龍寺の德聰法師片岡王寺の合弁法師飛鳥寺の弁聰法師等が、所生の父母報恩の爲に、觀世音菩薩像を造せしとき、其の光背に充てたるものなりと傳ふ、享保年中本寺の僧良調が補忘集を編める時、之を以て今は御物となれる四十八體佛中の孰れかに属すべきものと考定したれども、其の形と大さよりすれば、同佛體中の觀音像に之と適應すべきもの無きのみならず、本寺現存の佛體にも亦之を光背とすべきものを發見せず、造像銘記獨り今に遺存して、本像は何の時にか逸失して遂に見るに由なきものとなれるなり、

銘記の起首に現はれたる造像の年紀甲午年を知らんと欲せば、其の背面なる文に由らざる可からず、文は 族 大原博士百齋在王此土王姓

とありて、三僧の族人大原博士は、百濟に在りては王、此土即ち本朝にては其姓王と明らかに所屬を載せたり、爾は濟の古文略體、王はコニキシと訓し、書紀に早岐とも記し、所謂韓土音なり、大原博士は姓氏録右京諸藩下百濟部第廿四卷に

持統天皇八年 孝謙天皇天平勝寶六年

大原史 漢人本姓阿留素西姓合貴之後也  
と云ひ、本姓漢人にして百濟部に編入せるの疑はしきも、續紀仁明天皇承和三年の條に  
閏五月戊寅右京人内藏大馬大原史麻呂改史賜姓宿禰麻呂之先百濟國人也  
とあれば、百濟國よりも大原史の出でしこと明かに、而も銘記中には百濟在王とも載せられたれば、愈其のこれありしを證するに足る、學者或は説を爲して、大原史に漢人系と百濟系との二流ありしが、弘仁年間萬多親王等が姓氏錄纂集の頃には、二流の類別分明ならず、獨り漢人系のもののみを擧ぐるに至れるならんと、并はともかく銘記に現はれたるものは、明かにこれ百濟系に係れる大原史を標示せるなり、さて其の百濟に在りて王と云へる文に就て考ふれば、又姓氏錄百濟部に  
百濟王 百濟王義慈之後也  
と擧げたり、百濟は義慈王の時、即ち我が齊明天皇六年、唐兵の爲に滅され、其二子豐璋豐廣の舒明天皇の朝に來つて我に質たりしもの、國祚の回復を計り、豐璋我が援軍を率ゐて渡海せしかど、又利あらずして敗亡し、豐廣は乃ち永く止まりて此土の民となり、持統天皇の朝、百濟王の姓を賜はりて子孫蕃衍す、姓氏錄に所謂百濟王の姓は實に此時より起れるなり稱徳紀參照從ふて銘記に存する三僧もまた其一族たること疑ふべからず、遺像年紀の甲午年を此時よりして求むれば

あり、文武天皇の大寶以後は、立年號の制確立して、又干支のみを用ゐること無ければ、記年法として單に甲午年とすべき筈なく、況や孝謙天皇の朝に在りて、天平勝寶と記さる理あるべき、是を以て觀れば甲午年は持統天皇御宇八年として動かすべからざる也  
簡寺は即ち法隆寺、片岡王寺は聖德太子の女王片岡王の經營し給ひしを以て此名あり、飛鳥寺は一に法興寺又元興寺といふ、移建するにつれて其名を改む、平城京に別に創建せらるゝに及びて、新京の元興寺、舊址を本元興寺と呼べり、從うて飛鳥寺の號は餘り用ゐられざりしが如し、銘文に飛鳥寺とあるも亦平城京以前の時代に係れるを證するにあらずや、徳聰等三僧の事蹟に就いては、今稽ふる所なし。故平子 釋迦論文附略

第七、網封藏

水瓶 一、高一尺一分 口徑二寸七分  
二、高一尺一分 口徑二寸七分  
三、高一尺一分 口徑二寸七分

第八、第九、網封藏

香水壺 一、高七寸四分 口徑三寸九分  
二、高七寸四分 口徑三寸九分  
三、高七寸四分 口徑三寸九分

傳奉由緒詳かならず、注口に人面を以てせるもの、様式古調を存し最も珍重すべし、他は一般に行はれたる形式を具しながら、技巧の優良なるを示せり。

網製、鍍金の名殘を曲かに認むを得、稱して香水壺と云ふも、其の所用を詳かにせず、地に粗き葎子を施し、唐花草の毛羅を裝す、優麗豐腴、奈良朝時代の作に係り、希觀の名品たりと云ふべし。

持統天皇八年 孝謙天皇天平勝寶六年

第十、第十八、法隆寺文書

土地處分に關する文書は、社寺財産の権利の在否を證明する唯一の資料にして、歴世之を秘庫に藏して傳襲し、其の多寡は以て所藏者の由緒を徵するに足ると知られ、東寺の如き其の最も豊富なるものと雖も、本寺は不幸にして藏亦甚だ尠かならず、上代文書として前集所載の外、此上下二卷を挙げざるを得ざるは、切に遺憾に堪へざる所なり、此卷愈々満面、通讀に難く、文意また得易からずと雖も、本寺としては希觀の遺品なれば、收めて本集に掲ぐることにせり、第一は土地の直稻受領の解にして、僧玄耀が天延二年七月三日、其の直稻僧參拾束を數の通り受領せしを證せしものなり、其の土地の所在に就きては、次なる文書自ら之を語るあり、平城京の南八條九里卅四坪の地肆段僧貳拾歩は、同じ僧玄耀賣人として、均しく法隆寺の僧なる陽返に、直稻僧參拾束に其所有權を譲渡したるに因り、賣買兩人が署名して券文を作れるもの、即ち第二の文書にして、一面に平群郡印を踏し、郡の大領また自署して之を證す、第一文書の直稻數と年月日は第二文書と同一なれば、第一文書の直稻はまた第二文書の卅四坪の家地に對するものと考へらるべし、第三文書も同地所の賣買券文にして、步數四至所在俱に前文書と異る無く、唯立物堂葺三間屋一字と添加せられたるを見る、此地前券文に依りて、法師陽返が玄耀より買得せしを、同じ直稻にて、更に法隆寺權寺主鎮祐に賣與へたる爲め、此解を作るに至りしなり、其様式毫も前文書に違ふことなく、郡印大領の自署皆備はりて缺くる所なし、此第二第三文書の四至に南陽寺東院西香木堂地と云へるは、現今の地勢よりすれば、夢殿と法隆寺との間にあるべく思はれ、其地に香木堂の存せしことに依りて明かに、或は葺葺三間一字とあるが、即ち其の香木堂なりしかを思はしめざるにあらざり、香木堂の本尊として知られたるは、即ち目今法隆寺々務所に接せる新堂安置の樂師三尊

にして、其の沈香水を以て造られたるを以て、當初安置の堂宇は香木堂の稱を與へられたるなりと傳ふ、此三尊御影は載せて本集第六集に在り、本像既に香木堂の本尊として傳へられ、香木堂の所在地、此文書に由つて推すことを得ば、本文書は實に土地賣買文書としての證券たるのみならず、本寺堂宇の實在と由緒とに就きて、また好資料を供するものと稱すべし、本文書と新堂本尊の様式より考ふれば、或は天延正暦を距ること、甚だ遠き時代の製作にあらざる無きかを思はしむ、第四の文書は康平五年十月十三日立記と起首し、本卷文書中、最も古代のものに係り、従つて蠶食缺損甚だ多く、文意最も通解に苦む、文中に平群郡八條九里卅四坪五坪等とある卅四坪の地は、前文書の賣却地と同地なれば、古來均しく一畝中に收められたるなり、本文書は法隆寺の連快五師大原賴本が手より僧延元が買地たる前記平群郡の土地並に同寺の五師眞増の所領地等を買取りしに、眞増が所領地の公驗付等は、故五師南一の領地たる關係よりして、僧運照の許に保管しありしを、眞増一見を欲せしかど、事容易に進行せず、程經て漸く此立記書上の前日たる十月十二日未時、運照を其の宅に訪ふて、件公驗を見るを得しが、其の間運照所用の爲め外出せし時、眞増公驗を寫し取り、然も其の文字を書き損しおきて、後日譯論の種と爲さんと企てし形跡あるを以て、事の仕末を叙して自家の偽り無きを明かにせん爲め此の立記を作れりとの謂なり、文末に連署せる僧永眞等は眞増が公驗の文字書損しを保證せる人々にして、被捨失所々本公驗而四至上三四字許云々とあるは、書損しの箇處を挙げたるなるべし、最初に現はせるは本卷の標紙にして、蜀江錦と知らるゝものなり。





東京国立博物館蔵

11 坐蓮菩薩施鉢色者彫木 空全





石室山藏

(卅) 像坐阿若勒彌色若耶木 堂金



一、多色天開持天國立像 藏封



二 像立天國持天間多色看彫木 藏封桐

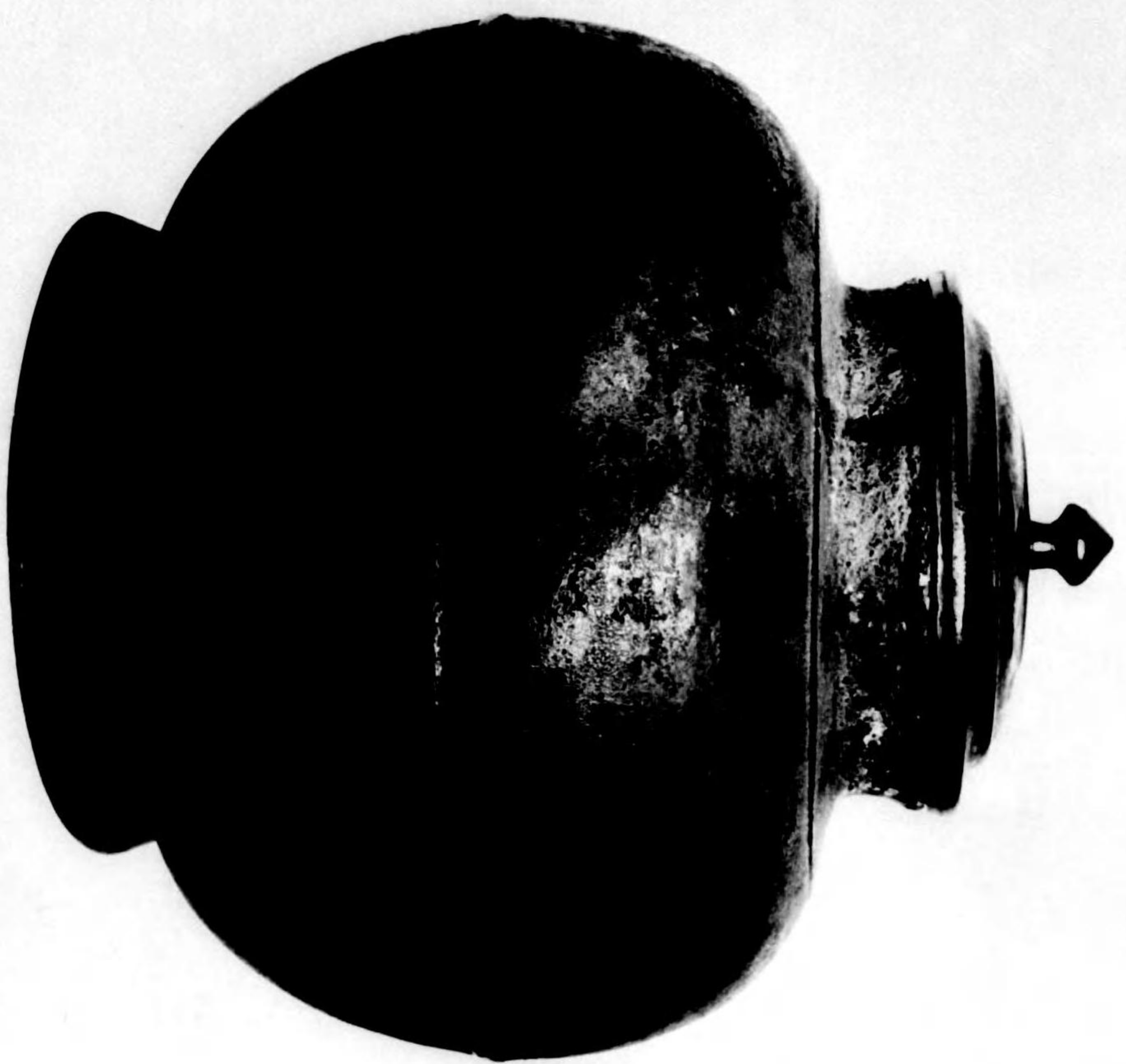
年三月十日 願大智德懸法印 寺留王寺令并法印  
 馬... 先生... 六...

大智德懸法印



秋水 藏封網

秋水藏封網



—1— 磁水香銅金 廣耳細

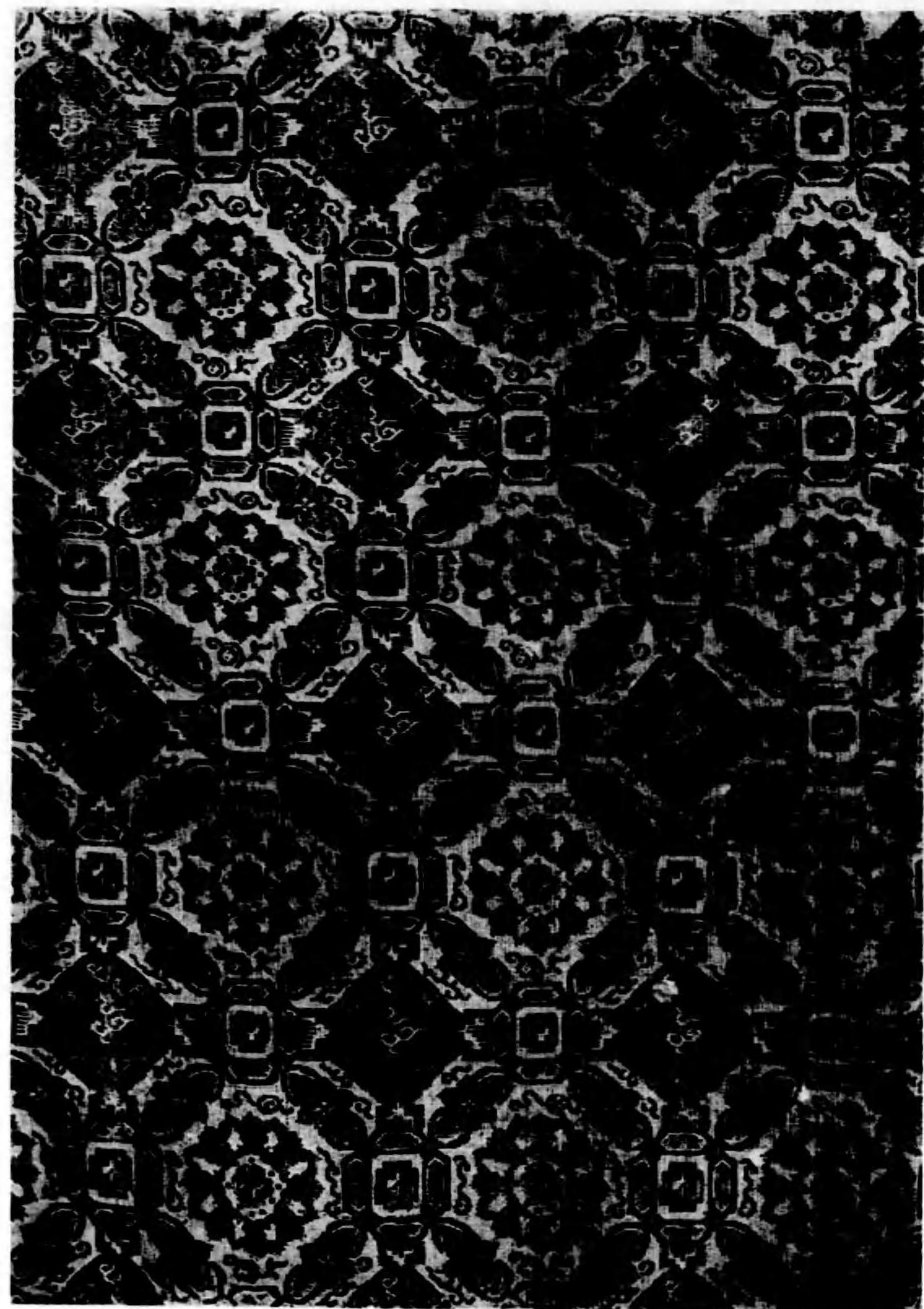
南京博物院藏

南京博物院



二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

命命命命命



紙和書文与隆法

和書文与隆法

和書文与隆法



謹序 由請地直稻事

澹齋居士

右件地直稻依負可請如件

天運二年七月三日 僧 齋

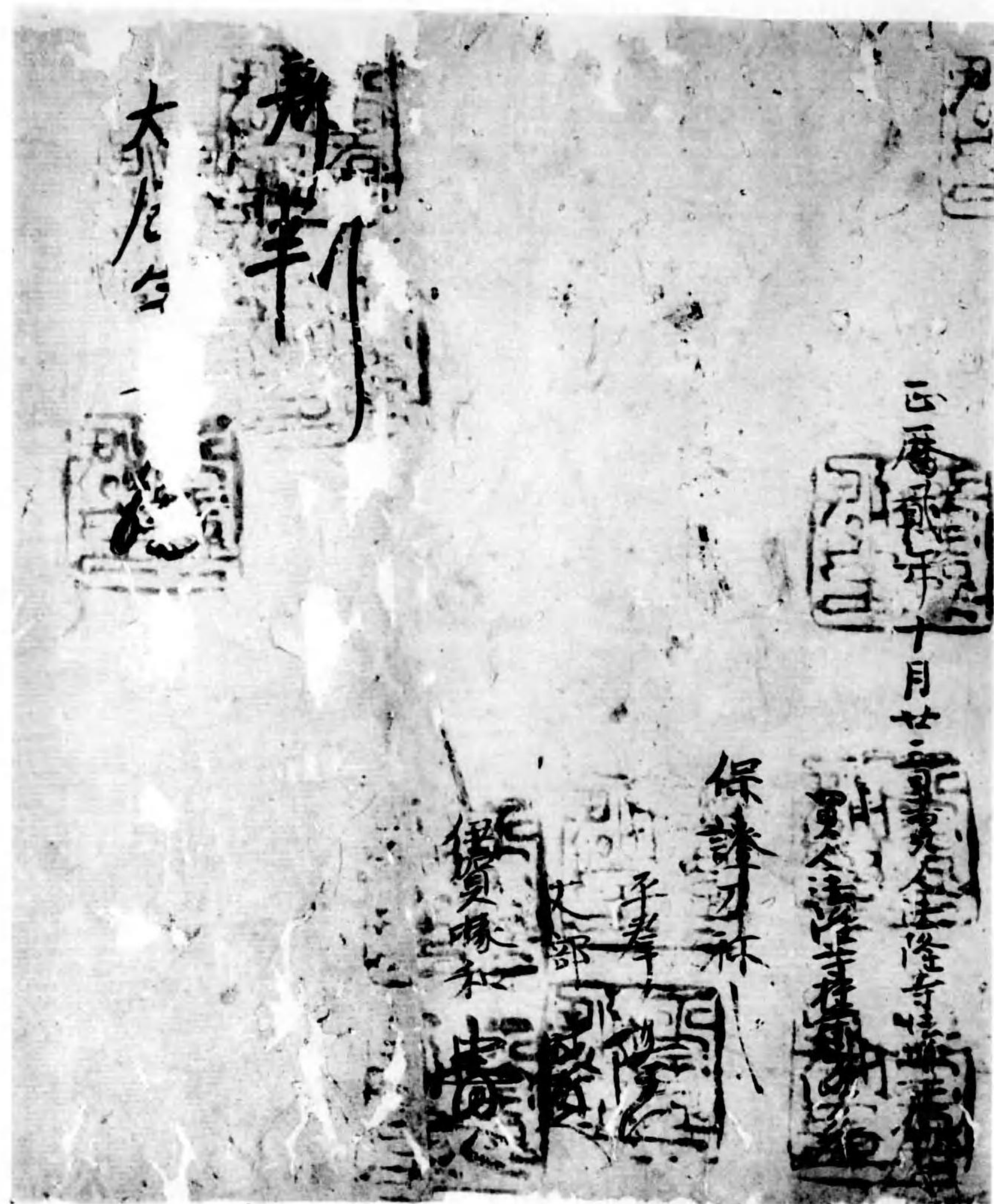
天運二年七月三日

中興... 地... 寺...  
 東南八里... 寺...  
 直稱... 寺...

寺...







保謙



其六由加空室、教遇、天後、亦教、經、故、經、師、蓮  
 照、仁、遇、天、彼、以、印、字、奇、相、向、非、奇、也  
 語、申、云、云、其、月、二、日、未、時、天、又、其、增、五、所、蓮、照、初、空  
 仁、被、來、天、被、申、云、故、以、佛、禪、果、十、禪、師、乃、有、日、以、何、  
 日、云、一、定、不、知、若、故、向、日、日、為、知、仁、甚、公、驗、在  
 見、心、之、故、申、云、其、道、以、故、公、之、取、以、其、是、見、之、何、為、果  
 其、法、海、內、禪、者、乃、禪、本、也、而、蓮、照、乃、公、院、乃、其、也、  
 書、取、并、公、院、之、天、字、乃、點、之、書、損、志、云、云、以、仁  
 相、論、成、七、心、之、九、乃、為、後、代、遺、說、  
 後、仁、

日記申僧蓮照

僧之於世也

點之於世也

僧最真

僧以能

僧其也

僧

安邦

揚

破指夫所之本公驗面回至二上三回字許

西里子著子難北里子著子難

卷之三



大正五年七月廿六日印刷  
大正五年七月三十日發行

大和國法隆寺藏版  
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地  
白石村治

印刷所 東京市下谷區中根岸町六十八番地  
墨彩堂

終

